

子育て支援医療について

平成25年7月診療分から 中学生までに拡大します

1 中学生までの医療機関での窓口負担がなくなります。

平成25年7月1日から中学生までを対象とし、新たに『子育て支援医療受給者証』を交付します。医療機関を受診したとき、会計窓口には保険証とともに提示することで、医療費を窓口で支払う必要がなくなります。

※ 県内医療機関のみ。県外で受診した場合は、領収書を持参のうえ申請することで、医療費が還付されます。

① 0～6歳（就学前）のお子さん

申請が必要になります。広域連合からお子さんの誕生月の月末に申請案内を郵送します。

② 小学生・中学生のお子さん

外来用の医療証を郵送により交付します。申請は不要です。

ただし、入院される場合は入院用医療証の交付申請が必要です。

◆「重度心身障がい（児）者医療証」「ひとり親家庭等医療証」を受けている小・中学生のお子さんについては、『子育て支援医療証』の交付は行いません。

「重度心身障がい（児）者医療証」の交付を受けているお子さんで、医療機関で一部負担金を支払った場合は、領収書を持参のうえ、現金給付の申請を行ってください。

2 医療証の使用について

学校の管理下のケガ等で、初診から治癒までの保険診療による総医療費（保険適用分）が500点（窓口支払額が1,500円）以上の場合は、「日本スポーツ振興センター災害給付制度」が優先されます。子育て支援医療証は使わず、医療費の自己負担分をいったん現金でお支払いのうえ災害給付制度をご利用ください。

詳しくは、通園、通学されている幼稚園、保育園、こども園、小・中学校にお問い合わせください。

日本スポーツ振興センターホームページ <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

〒996-0077 新庄市城南町5番11号（最上広域総合開発センター内）

最上地区広域連合 医療保険班 TEL 0233-29-6111 FAX 0233-29-6112